

北川漁業協同組合  
内共第1号第5種共同漁業権  
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、北川漁業協同組合（以下「組合」という。）他2組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した書面の提出又はオンラインシステムをもって行うものとする。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	3本まで
筒づけ（うなぎ）	5本まで
延縄（うなぎ）	針30本まで
かご（もくずがに）	3個まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月10日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
おいかわ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種及びイ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全魚種	延岡市北川町長井字新道第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの水面	10月1日から 12月15日まで
全魚種	延岡市北川町川内名字岩ノ口宮原井ぜきより上流50m下流200mまでの水面	周年
全魚種	延岡市北川町川内名下赤北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流50m下流200mまでの水面	周年
うなぎ	北川町俵野的野大橋より下流の水面	周年
全魚種	北川町におけるしばぜき設置箇所より下流100mまでの水面	10月1日から 12月15日まで
全魚種	北川町下赤におけるしばぜき設置箇所より上流200mまでの水面	10月1日から 12月15日まで

2. 前項に規定するしばぜき設置箇所は、この組合に掲示して公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、中学生以下は無料とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料	
		1日券	年間券
あゆ (特別区を除く)	竿釣	2,000円	6,000円
うなぎ・こい ふな・おいかわ	竿釣、筒づけ、延縄	2,000円	6,000円
やまめ・こい ふな・おいかわ	竿釣	1,500円	4,000円
もくずがに	かご	2,000円 (鑑札を含む)	5,000円 (鑑札を含む)
あゆ (特別区を含む)	竿釣	3,000円	8,000円

2. 前項に定める、あゆの特別区は、北川町堀切から上流(県境まで)の区域で、解禁日から9月30日までの期間とする。なお、詳細な区域は、この組合に掲示して公表するものとする。また、当該特別区は、友釣り専用とする。ただし、当該特別区を対象とする種苗放流を行わない場合は、特別区の設定を行わない。

3. 遊漁料の納付は、組合事務所又は及び遊漁券取扱所もしくは組合が指定するオンラインシステムにおいて事前に行うこと。ただし、第8条第4項の場合において、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第7条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域で、ウ欄の期間において、採捕した場所  
所で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
やまめ	北川町上赤、小原の舟渡橋より上流（桑原発電所まで）	3月1日から9月30日まで

(遊漁券に関する事項)

第8条 組合が第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁券（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名

2. 遊漁券の交付は、第6条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
3. 遊漁券は、他人に貸与してはならない。
4. 組合は、遊漁を行っている者が当該遊漁に必要な遊漁券の交付を受けていることを確認できない場合（遊漁を行っている者が携帯する遊漁券が本人に交付されたものであることを確認できない場合を含む）は、当該遊漁を行っている者に対して、本来必要な遊漁の承認の申請を行うことを求めることとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁券を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対して、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、遊漁料の額については、令和 6 年 1 月 1 日から適用し、それまでは従前の例による。

2 この規則施行前に、内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁券は、この承認期間中は有効なものとする。